

仙塩広域都市計画地区計画の決定（岩沼市決定）（案）

岩沼 IC 周辺地区計画を次のとおり決定する。

名 称		岩沼 IC 周辺地区計画	
位 置		岩沼市下野郷字前條、同字中條前、押分字新筒下の各一部	
面 積		約 12.4 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方	地区計画の目標	産業集積地にふさわしい地区として、良好な操業環境の保全と、隣接する周辺地域との調和に配慮した地区の形成を目標とする。	
	土地利用の方針	当該地域の用途地域区分を基本としつつ、周辺環境と調和した良好な操業環境が形成されるよう、次のように土地利用の方針を定める。 1. 産業集積地区 良好な操業環境を保全し、周辺環境と調和した新たな産業拠点の形成を図る。	
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 1. 産業集積地区 地区内の良好な操業環境の維持・保全を図るために、「建築物の用途の制限」及び「壁面の位置の制限」を定める。	
地区整備計画	地区の区分	名 称	産業集積地区
		面 積	約 12.4 ha
		地区施設の配置及び規模	種類：緑地 面積：約 0.7 ha 配置：計画図表示のとおり
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	用途地域における制限に加えて、以下の建築物は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍、下宿及び長屋 (3) 兼用住宅 (4) 神社、寺院、教会等 (5) 畜舎 (6) 火葬場 (7) と畜場 (8) 汚物処理場 (9) ごみ焼却場 (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 5 条第 1 項に掲げるごみ処理施設 (11) 廃棄物処理法施行令第 7 条及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に掲げる産業廃棄物の処理施設 (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条第 1 項各号に掲げる営業の用に供する建築物
		壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、道路境界線からの距離にあつては 2 m、隣地境界線からの距離にあつては 1 m とする。

		建築物の高さの制限	—
備考			用語の定義及び面積、高さ等の算定方法は、建築基準法及び同法施行令の例による。

「区域図は計画図表示のとおり」